

第4章 都市計画

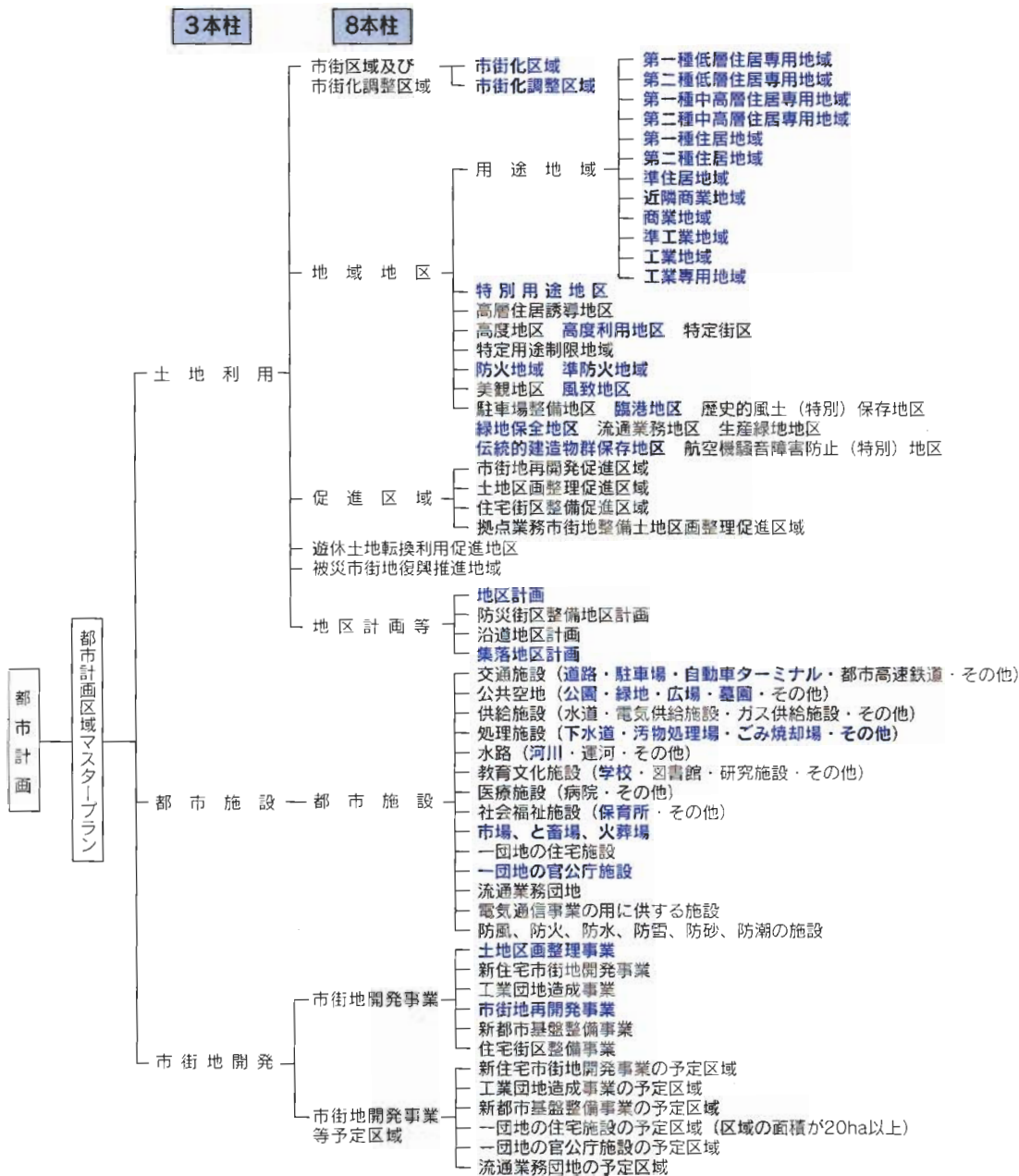
第1節 都市計画の目的・役割

都市計画とは都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的として、土地の合理的な利用を図る計画です。

都市計画の基本法である都市計画法においては、その目的を「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」としており、この目的は農林漁業との健全な調和を図り、広域的な見地から定められている国土利用基本計画をはじめとする上位計画に適合しつつ、他の法令との連携をもって達成されるものです。

第2節 都市計画の内容

都市計画の内容は、大別すると①土地利用に関すること ②都市施設に関すること ③市街地の一体的な開発、整備を目的とする市街地開発に関すること の3本の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化され全体で8種類に区分されます。



色字は秋田県において決定しているもの(平成14年4月1日現在)

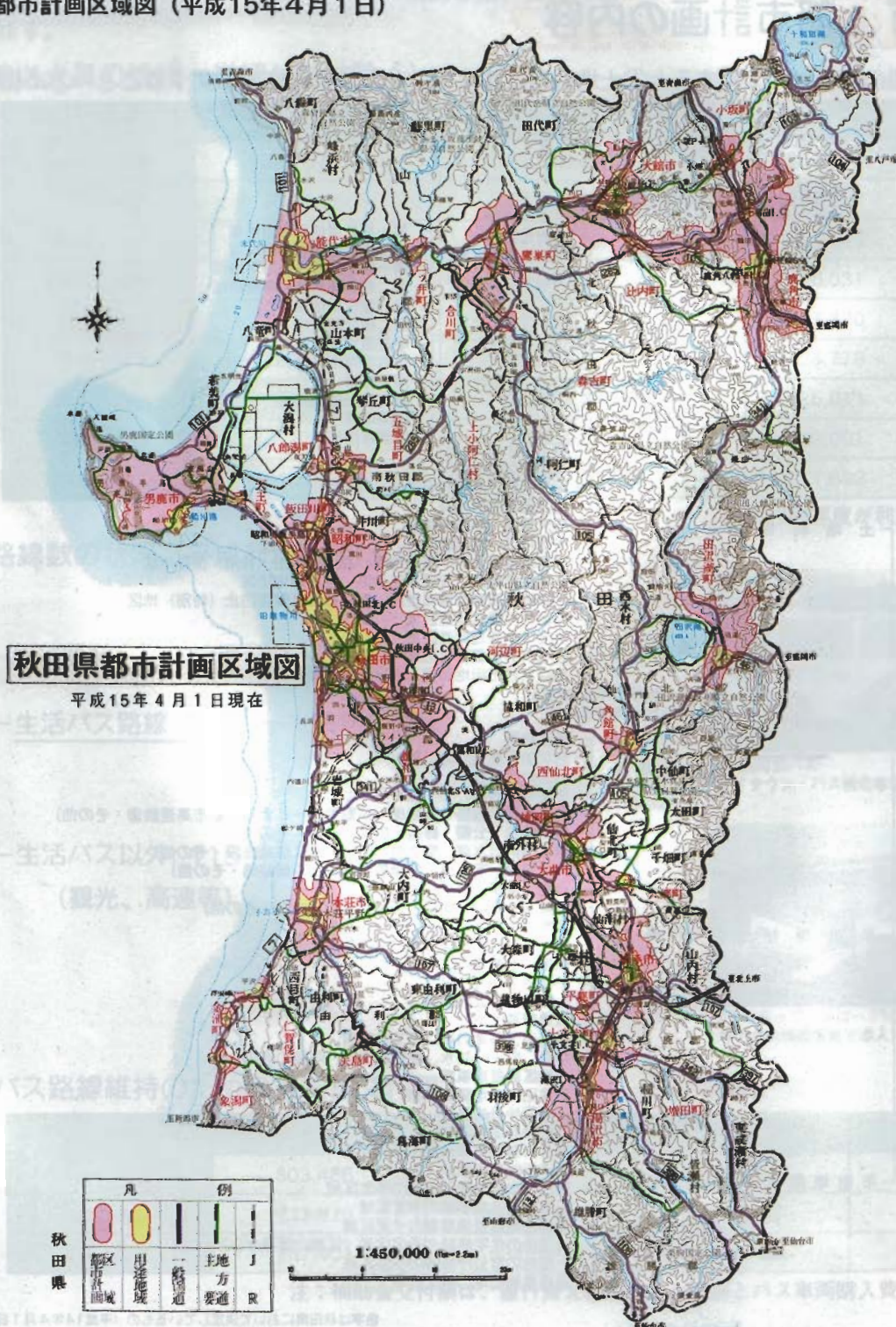
第3節 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を定めるべき場であり、自然的条件、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定するものです。

(指定の効果)

法6条の基礎調査により当該都市計画区域の課題を鮮明にし、都市計画法の目的に沿った現実的で実行可能な計画を立てることが可能となるとともに、適正な規制により無秩序な開発を抑制することができます。

◆秋田県都市計画区域図 (平成15年4月1日)



◆都市計画区域指定状況

(平成16年4月1日現在)

市町名	都市名	当初指定年月日	最終指定年月日	行政区域		人口集中地区(D.I.D)		都市計画区域		区域率(%)
				面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
秋田	秋田市	S2.3.23	S58.5.7	46,010	316,808	5,240	265,711	30,987	315,199	67.3
	昭和町	S26.9.7	S58.5.7	4,065	8,656			4,065	8,656	100.0
	飯田川町	S45.10.24	S58.5.7	1,580	4,993			1,580	4,993	100.0
	天王町	S45.10.24	S58.5.7	4,151	22,578			1,573	10,323	37.9
	小計			55,806	353,035	5,240	265,711	38,205	339,171	68.5
鹿角	鹿角市	S9.7.21	S47.12.14	70,734	38,838	163	5,245	19,000	37,875	26.9
大館	大館市	S9.12.14	S60.12.3	40,154	65,675	717	25,917	11,736	63,606	29.2
能代	能代市	S11.5.30	S50.9.25	24,534	53,155	575	23,118	10,096	48,641	41.2
男鹿	男鹿市	S15.5.13	S56.11.24	19,815	29,463			19,160	29,463	96.7
本荘	本荘市	S9.12.14	S59.2.4	18,831	44,943	448	18,804	6,437	39,872	34.2
大曲	大曲市	S10.6.22	H8.9.10	10,469	38,842	479	17,954	10,458	38,842	99.9
	六郷町	S44.5.20	H8.9.10	3,906	7,235			815	5,494	20.9
	神岡町	H8.9.10	H8.9.10	3,516	6,130			3,208	6,130	91.2
	小計			17,891	52,207	479	17,954	14,481	50,466	80.9
横手	横手市	S12.7.21	S48.12.22	11,057	39,776	391	15,677	8,040	39,699	72.7
湯沢	湯沢市	S24.7.2	S50.9.25	20,020	34,479	271	12,141	7,780	32,310	38.9
小坂	小坂町	S35.12.24	S60.12.3	17,800	6,935			1,186	4,449	6.7
比内	比内町	S23.7.31	S60.12.3	20,539	12,084			959	6,596	4.7
鷹巣	鷹巣町	S25.6.23	H13.9.21	32,597	21,478	161	6,437	4,788	17,864	14.7
森吉	森吉町	S24.11.8	H1.10.27	34,188	7,695			1,009	3,987	3.0
合川	合川町	H6.8.30	H6.8.30	11,280	7,930			3,057	5,206	27.1
二ツ井	二ツ井町	S23.9.20	S56.11.24	18,140	11,960			963	6,587	5.3
五城目	五城目町	S27.12.24	S45.12.26	21,494	12,351			1,159	6,899	5.4
八郎潟	八郎潟町	S25.11.10	S60.12.3	1,703	7,357			1,068	7,357	62.7
仁賀保	仁賀保町	S32.4.17	H2.8.14	9,851	11,925			654	7,526	6.6
金浦	金浦町	S11.5.30	S44.5.20	1,808	5,032			185	2,952	10.2
象潟	象潟町	S14.7.15	H13.9.21	12,402	13,002	224	7,100	804	8,968	6.5
矢島	矢島町	S56.11.24	S56.11.24	12,363	6,185			447	3,732	3.6
河辺	河辺町	S50.9.25	S50.9.25	30,106	10,545			5,625	9,234	18.7
	雄和町	S50.9.25	S50.9.25	14,451	8,062			4,825	3,869	33.4
	小計			44,557	18,607			10,450	13,103	23.5
西仙北	西仙北町	S56.11.24	S56.11.24	16,840	10,774			1,072	4,360	6.4
角館	角館町	S25.9.12	S50.9.25	15,663	14,495			1,253	8,910	8.0
田沢湖	田沢湖町	S31.8.13	S50.9.25	67,206	12,613			6,680	7,161	9.9
平鹿	平鹿町	S38.3.8	S44.5.20	6,332	14,942			511	4,053	8.1
十文字	十文字町	S26.9.7	S57.5.4	3,780	14,561			818	8,533	21.6
増田	増田町	S28.6.11	S44.5.20	7,421	8,965			434	5,515	5.8
上小阿仁	上小阿仁村	S39.7.23	S39.7.23	25,682	3,300			90	1,012	0.4
計(A)	9市25町1村			660,488	933,762	8,669	398,104	172,522	815,873	26.1
具計(B)	9市50町10村			1,161,311	1,160,861	8,669	398,104	1,161,311	1,160,861	
具計(A/B)	(単位%)			56.9	80.4	100.0	100.0	14.9	70.3	

※1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は住民基本台帳による人口である。

※2 人口集中地区(D.I.D.)は平成12年国勢調査による。

※3 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」及び自治省、全国市町村要覧による。

第4節 土地利用計画

1 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化の拡大（スプロール）を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分（「線引き」制度）するものです。その概要は、

- ・市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- ・市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域

秋田県においては下表にあるとおり、秋田都市計画区域（秋田市、昭和町、飯田川町、天王町）でのみ定められています。

（指定の効果）

より細かな規制、誘導が可能となり、適切な市街地の形成及び抑制が図られることとなります。

◆市街化区域及び市街化調整区域（平成10年9月22日、秋田県告示第615号）

都市名	面積 (ha)			人口フレーム (千人)			生産規模 (億円)		就業者数 (千人)		
	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	市街地内	保留					
秋田都市計画区域	秋田市	30,966	7,400	23,566	367.1	324.0	11.7	製造業 出荷額等	7,307	1次産業	4
	昭和町	4,065	189	3,876						2次 "	41
	飯田川町	1,580	120	1,460				卸小売業 出荷額等	24,324	3次 "	131
	天王町	1,573	374	1,199							
	合計	38,184	8,083	30,101				計	31,631	計	176

※人口フレーム、生産規模、就業者数の目標年次は平成17年

2 地域地区

地域地区は土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、災害、公害を予防する等良好な都市環境を確保すべく、主として建築物の利用目的及び形態に制限を加え、土地の合理的かつ適正な利用を図ろうとするものです。

(1) 用途地域

用途地域は地域地区の中で最も基本となる都市計画であり、住居、商業、工業、その他の用途を適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに、良好な都市環境を維持、改善することを目的として定めるものです。

（指定の効果）

建築基準法により、建築物の用途、形態等についての規制がなされます。

(2) その他

秋田県においては上記の用途地域の他に地域地区として、能代市の特別用途地区（特別工業地区）や秋田市の高度利用地区、各所の防火地域、風致地区、臨港地区、角館町の伝統的建造物群保存地区などが地域地区として定められています。

◆用途地域指定状況 (単位: ha)

(平成16年4月1日現在)

市町村	市町村名	用途地域													合計	指定年月日 及告示番号
		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地	第二種 住居地	準住居 地域	近商地	隣業地	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地		
新三	新三市	2182	13	714	465	1421	71	5.8	351	390	756	250	781	7400	H14. 3. 15 市告51号	
	昭和町			49	22	57	5.0		13		43			189	H10. 9. 22 県告示 616号	
	新三町			23	9.6	53			12		23			120	H10. 9. 22 県告示 616号	
	天王町	119	2.5	7.1	37	145	3.8		7.0		53			374	H10. 9. 22 県告示 616号	
	小計	2301	15.5	793.1	533.6	1676	79.8	5.8	383	390	875	250	781	8083		
鹿角	鹿角市	145	7.2	10		436	11		63	103	110			885	H14. 12. 10 市告50号	
大館	大館市	120		243	30	417	18		53	86	90	32		1089	H11. 9. 21 市告38号	
能代	能代市	170		214	79	491	172		126	135	242	399		2028	H15. 8. 14 市告54号	
男鹿	男鹿市	94		108	47	231	40	4.0	73	32	136	30	165	960	H15. 8. 27 市告35号	
本荘	本荘市	124	36	66	123	296	140	12	37	71	91	96		1092	H8. 4. 1 市告11号	
大曲	大曲市	83		104	50	267	11		67	57	113	15		767	H14. 12. 2 市告43号	
	六郷町	19		15	56	75			8.5	13	24			211	H7. 12. 12 町告24号	
	神岡町															
	計	102		119	106	342	11		76	70	137	15		978		
横手	横手市	226	4.7	160	53	166	97		100	90	170	17	119	1203	H14. 12. 25 市告64号	
湯沢	湯沢市	10		68	4.2	370	17		93	46	87	21		716	H14. 5. 17 市告8号	
小坂	小坂町	8.8		19		58	28		14		9.6	53		190	H8. 1. 1 町告28号	
比内	比内町	8.0				135		5.0	10		17			175	H8. 4. 1 町告25号	
鷹巣	鷹巣町	76		36		162	19		19	28	30			370	H9. 9. 1 町告49号	
森吉	森吉町															
合川	合川町															
二ツ井	二ツ井町			9.7		117	17		12	12	30			198	H7. 12. 15 町告71号	
五城目	五城目町	125				115			22	26	75	22		385	H15. 2. 4 町告1号	
八郎潟	八郎潟町	6.3	18			55			14		8.5			102	H7. 12. 25 町告15号	
仁賀保	仁賀保町	7.6		25	5.4	136		21	5.8	8.2	31	54		294	H11. 8. 10 町告52号	
金浦	金浦町			25		38	1.0		15	2.8	11			93	H8. 1. 4 町告1号	
象潟	象潟町			41		111			17	12	95	55		331	H7. 12. 1 町告32号	
矢島	矢島町															
河辺	河辺町	6.6				38	4.5		4.8		24		58	136	H10. 10. 1 町告65号	
	雄和町															
	小計	6.6				38	4.5		4.8		24		58	136		
西仙北	西仙北町	7.2	36		13	76		5.9	5.9	2.4	9.4			156	H7. 12. 22 町告41号	
角館	角館町	33	31	27	17	125	20		10	28	52			343	H8. 4. 1 町告12号	
田沢湖	田沢湖町	39		26	16	91			19	8.0	40			239	H8. 12. 16 町告42号	
平鹿	平鹿町			20		67			15		31			133	H7. 7. 21 町告42号	
十文字	十文字町	8.0		40		177	21		14	8.0	81			349	H7. 10. 18 町告19号	
増田	増田町															
上小阿仁	上小阿仁村															
合計		3618	148	2050	1027	5926	696	54	1201	1158	2483	1044	1123	20528		

3 地区計画等

地区計画等は住民の生活に身近な空間を対象とした地区レベルでのまちづくりの要請に応え、地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。

平成12年度の法改正により、地区計画等に関して、住民からの案の申し出の方法を条例で定めることができるようになりました。今後、地区計画等を積極的に活用して地区の実情に即し、地域住民に密着したまちづくりを推進していきます。



都市計画道路

◆地区計画

都市計画区域					都市計画区域						
区域名	都市名	名称	位置	面積	計画決定年月日	区域名	都市名	名称	位置	面積	計画決定年月日
秋田	秋田市	通町地区計画	秋田市大町一丁目及び保戸野通町地内	約 5.3ha	H5.2.18 秋田市告示第 18 号	秋田	秋田市	外堀川小谷地区計画	秋田市外堀川小谷地他	約 14.3ha	H11.4.1 秋田市告示第 69 号
秋田	秋田市	新都市老人福祉総合エリア地区計画	秋田市四ツ小屋小阿地字下堤	約 27.5ha	H6.2.10 秋田市告示第 19 号	秋田	昭和三	街瀬下地区地区計画	昭和三久保字街瀬下の一部他	約 26.7ha	H12.11.10 昭和三告示第 52 号
秋田	秋田市	泉ハイタウン地区計画	秋田市泉字菅野及び外旭川字水口地内他	約 16.1ha	H7.12.12 秋田市告示第 139 号	秋田	昭和三	豊川龍毛地区地区計画	昭和三豊川龍毛字坂の下の一部他	約 5.0ha	H10.9.22 昭和三告示第 27 号
秋田	秋田市	山手台地区計画	秋田市山手台一丁目、二丁目	約 31.1ha	H15.8.22 秋田市告示第 237 号	秋田	昭和三	阿弥陀堂地区地区計画	昭和三大久保字阿弥陀堂の一部他	約 6.2ha	H10.9.22 昭和三告示第 27 号
秋田	秋田市	下新城 中野地区計画	秋田市下新城 中野字街邊路地内	約 21.5ha	H15.8.22 秋田市告示第 241 号	横手	横手市	羽黒町・上内町地区計画	横手市羽黒町の一部及び上内町の一部	約 13.6ha	S62.4.7 横手市告示第 7 号
秋田	秋田市	広面谷内佐渡地区計画	秋田市広面谷内佐渡、柳田字川崎他	約 12.9ha	H16.3.12 秋田市告示第 41 号	横手	横手市	朝日ヶ丘地区計画	横手市朝日ヶ丘二丁目の一部	約 1.0ha	S63.7.23 横手市告示第 15 号
秋田	秋田市	楯山石塚谷地区計画	秋田市楯山石塚谷地及び北上北手高巻字楯山地内	約 16.4ha	H10.9.22 秋田市告示第 175 号	鹿角	鹿角市	花輪地区地区計画	鹿角市花輪字下花輪八正寺他	約 10.6ha	H11.8.17 鹿角市告示第 30 号
秋田	秋田市	仁井田福島地区計画	秋田市仁井田福島二丁目、仁井田字福島他	約 11.8ha	H15.8.22 秋田市告示第 240 号	鹿角	鹿角市	花輪高井田地区地区計画	鹿角市花輪高井田	約 5.6ha	H11.8.17 鹿角市告示第 31 号
秋田	秋田市	桜台地区計画	秋田市桜三丁目、下北手桜字小堤沢他	約 46.1ha	H15.8.22 秋田市告示第 238 号	湯沢	湯沢市	大町地区地区計画	湯沢市大町一丁目、大町二丁目地内	約 3.7ha	H12.3.30 湯沢市告示第 11 号
秋田	秋田市	仁井田本町地区計画	秋田市仁井田本町五丁目及び六丁目地内	約 15.0ha	H13.2.7 秋田市告示第 18 号	小坂	小坂市	古館地区計画	小坂町小坂山字古館他	約 4.6ha	H10.4.1 小坂町告示第 12 号
秋田	秋田市	下浜桂根地区計画	秋田市下浜桂根字浜添他	約 27.9ha	H10.9.22 秋田市告示第 179 号	田沢湖	田沢町	田沢湖駅前地区地区計画	田沢町虹生保内字男坂他	約 4.3ha	H10.6.19 田沢町告示第 28 号
秋田	秋田市	下浜羽川地区計画	秋田市下浜羽川字下野地内	約 1.1ha	H10.9.22 秋田市告示第 180 号	計		23 地区		約 328.3ha	

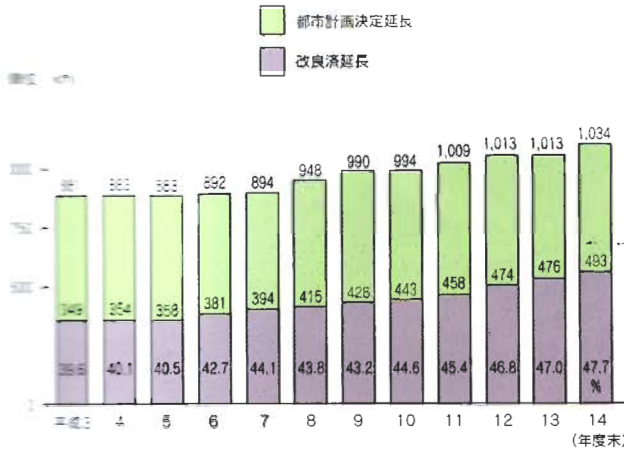
※計画決定年月日は最終決定年月日を示す。

◆集落地区計画

都市計画区域					
区域名	都市名	名称	位置	面積	計画決定年月日
秋田	昭和三	鹿きたの地区集落地区計画	昭和三北野地域の一部	約 64.7ha	H10.3.3 昭和三告示第 6 号
計			1地区	約 64.7ha	

第5節 都市基盤整備

◆ 街路整備状況の推移（秋田県）



1 街路事業の概要

街路は、都市における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、都市の骨格となって健全な市街地の形成に寄与する都市内道路です。

また、災害時における避難路や火災を遮断する空間として都市防災上の役割を果たし、上下水道・電力・通信・ガス等のライフラインの収容を図るなど多面的な機能を持ち、安全・快適な都市生活の実現には欠かせない施設です。

県内における都市計画道路（道路事業含）の整備率は平成15年4月1日現在で47.7%（全国52.6%）となっていますが、市街地での事業であるための用地取得が困難な場合が多く、その整備状況は低い水準にあります。このため、今後より一層の整備促進を図る必要があります。

街路事業一覧（県施行）

都市計画区域		都市計画道路名（工区名）	延長（m）	幅員（m）	事業期間（予定）
区域名	都市名				
秋田	秋田市	秋田中央道路	2,550	9.75	H9～H19
	秋田市	横山金足線（飯島北）	2,325	24	H10～H19
	秋田市	川尻広面線（寺町）	344	25	H6～H19
	秋田市	千秋広面線（手形）	540	25.0～35.0	H8～H19
	秋田市	新屋土崎線（山王）	980	22.2～30.0	H15～H19
	秋田市	秋田駅東中央線	605	31.5	H15～H19
鹿角	鹿角市	花輪通線外1線	336	16	H11～H17
本荘	本荘市	停車場栄町線	112	18	H11～H19
横手	横手市	横手環状線	516	25	H13～H16
角館	角館町	横町線	170	16	H14～H18
田沢湖	田沢湖町	駅前宮ノ前線	144	16	H12～H17

秋田中央道路 計画諸元

事業区間 秋田市旭北錦町～秋田市手形字中谷地
 構造規格 第2種2級（自動車専用道路）
 設計速度 60km/h
 延長・幅員 L=2.55km
 W=9.75m

平成16年4月1日現在 11路線11工区

経緯

平成9年12月	都市計画決定（開削工法）
平成12年2月	都市計画変更（シールド工法）
平成12年6月	事業認可
平成15年11月	都市計画変更（換気所・避難口の追加）
平成16年1月	変更認可



秋田中央道路シールドマシン



旧国道線（湯沢市）

※第15回全国街路事業コンクール全国街路事業促進協議会会長賞



中央線・蛇の崎橋（横手市）

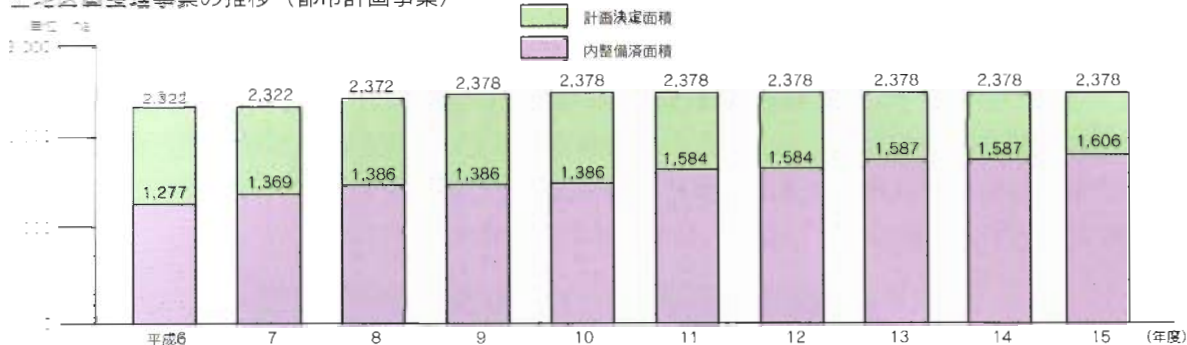
※第14回全国街路事業コンクール特別賞受賞

2 土地区画整理事業の概要

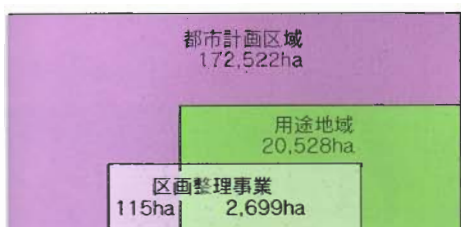
住宅等が密集している既成市街地では、公共施設が未整備なことによる交通事故の多発、渋滞の蔓延、火災時における消防活動の阻害及び無秩序な市街化による居住環境の悪化等を招いている。このため、道路、公園、排水施設等の公共施設を総合的に整備し、防災性の向上、交通問題の解消及び都市機能の確保を図り、うるおいと活力あるまちづくりのため「土地区画整理事業」を推進しています。

◆ 土地区画整理事業の実績

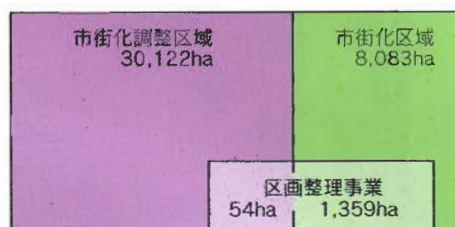
土地区画整理事業の推移（都市計画事業）



(1) 土地区画整理事業実施面積（全体）



(3) 土地区画整理事業実施面積（線引き区域）



- 1 は都市計画事業として実施された土地区画整理事業の推移である。
- 2 は県内の土地区画整理事業実施総面積である。
- 3 は市街化及び市街化調整区域（線引き）における土地区画整理事業実施面積である。

3 秋田駅周辺地区まちづくり交付金事業

秋田駅周辺地区の約71.6haをまちづくり交付金事業の区域として、鉄道跡地など大規模空地を活用しながら、「ゆとりとにぎわい」をコンセプトに、人工地盤による歩行者ネットワークの形成や地区をリードする（仮称）拠点センター建設計画など民間と公共が一体となったまちづくりを進めています。

※秋田駅東口に建設予定の拠点センター
事業企画提案競技により決定した計画案



第6節 都市景観の形成

身近なまちづくり支援街路事業

武家屋敷の面影を今に残し伝統的建造物群保存地区に選定されている角館町の武家屋敷通りには、年間多数の観光客が訪れています。このため県及び町では、歴史的環境の保全と地域住民の居住環境の改善を目的に、武家屋敷通線を歩行者優先道路として復元し、その代替路となる岩瀬北野線及び横町線を歴史的景観に配慮しながら整備する事業を実施しています。



横町線

第7節 都市公園

1 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供及び災害時の避難場所確保などを目的として、都市公園法に基づいて設置される公園または緑地です。

秋田県における都市公園はこれまで9市19町1村で整備を進めてきており、平成15年度末までに518箇所、面積1,383haの公園及び緑地が開設され、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は16.9㎡となっています。平成16年度も地域住民の多様なニーズへの対応と、やすらぎとうるおいのあるオープンスペース確保のため、平成22年度末の一人当たり公園面積20㎡を目標に都市公園の整備を促進します。

また、都市計画区域が指定されていない町村で設置される特定地区公園（カントリーパーク）については、平成15年度末までに19町村において214.9haの公園が開設されていますが、さらに整備を進め、農山漁村地域の生活環境の向上を図ります。

公園、緑地の都市計画決定状況

平成16年3月31日現在

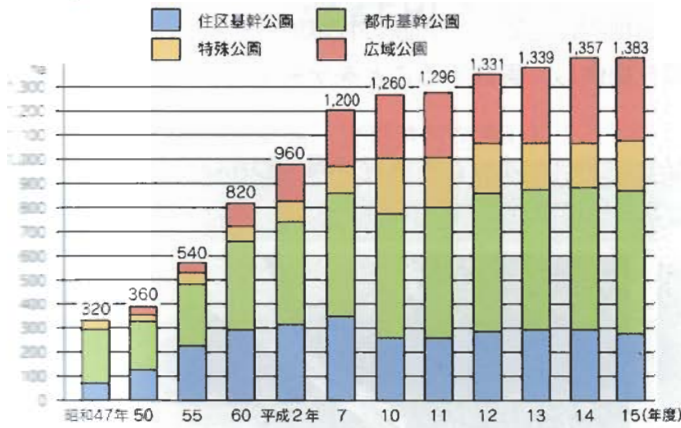
公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	433	107.23
近隣公園	36	80.37
地区公園	19	134.20
総合公園	24	1,002.50
運動公園	9	226.30
風致公園	3	236.60
歴史公園	2	39.70
広域公園	3	966.50
緑地	17	1,346.19
墓園	11	190.70
広場	1	0.08
合計	558	4,330.37

都市公園の開設状況

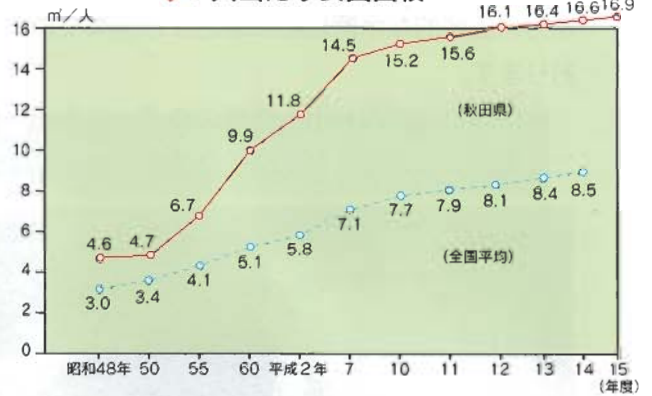
平成16年3月31日現在

公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	369	85.31
近隣公園	30	63.71
地区公園	27	111.42
総合公園	24	476.21
運動公園	6	111.30
風致公園	0	0
歴史公園	2	23.84
広域公園	3	289.90
緑地	33	159.55
墓園	11	54.54
広場	10	4.19
緑道	3	3.07
合計	518	1,383.04

◆公園別面積推移



◆1人当たり公園面積



県立都市公園の施設概要

平成16年3月31日現在

公園名	計画面積(ha)	開設面積(ha)	主な施設内容
泉湯公園	170.0	63.7	日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水カスケード広場、グリーンスロープ、健康広場、テニスコート管理事務所
県立中央公園	583.8	132.6	桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、球場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場、サイクルスポーツコース、テニスコート、投てき場、アーチェリー場、補助陸上競技場、運動広場、野球広場、マウンテンゴルフ場、パークゴルフ場
北畠の杜公園	212.7	93.6	芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)、オートキャンプ場、わんぱく広場、なべっこ広場、パークゴルフ場、テニスコート

2 県立中央公園

秋田市の南東約15kmの雄和町椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に利用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーション需要に対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。平成19年「秋田わか杉」国体開催に向けて平成13年度から陸上競技場、庭球場等の再整備を行っています。



総合運動場(スポーツゾーン)



あきたスカイドーム

3 北欧の杜公園

秋田市と十和田湖のほぼ中間にある合川町大野台地内に位置し、北欧の牧歌的雰囲気をかき立て、県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備が進められています。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンター、オートキャンプ場、わんぱく広場、なべっこ広場、テニスコート・パークゴルフ場が完成しております。



北欧の杜公園



県民歩くスキーの集い

4 市町村都市公園の整備

(1) 市町村都市公園

- ①平成19年国体の開催に向けて、大曲市総合公園（大曲市）など12市町村13公園の整備をします。
- ②快適な生活環境を創出するとともに、大震災火災時には近隣住民の避難地として防災公園を千秋公園（秋田市）などで整備をします。



本荘公園（本荘市）

(2) 特定地区公園（カントリーパーク）

住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求に応えるとともに、地域に密着した公園として琴丘町総合運動公園（琴丘町）などで整備をします。



千畑カントリーパーク（千畑町）

(3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、山王官公庁周辺地区を整備します。

第8節 各種許可・規制

章 水 不 章 2 策

1 開発許可等の状況

(1) 開発行為許可状況 (変更許可を含む)

※()内は、外数で秋田市分

年度	市街化区域		市街化調整区域		非線引区域		都市計画区域外		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成11	4 (39)	2.9 ha (14.9)	5 (10)	11.6 ha (17.5)	55	55.7 ha	—	— ha	64 (49)	70.2 ha (32.4)
12	2 (34)	3.8 (24.2)	4 (4)	11.5 (1.9)	49	86.5	—	—	55 (38)	101.8 (26.1)
13	4 (31)	1.0 (23.3)	4 (7)	0.5 (1.4)	43	82.4	2	3.3	53 (38)	87.2 (24.7)
14	2 (23)	2.5 (8.3)	2 (5)	2.9 (0.5)	42	52.8	4	12.3	50 (28)	70.5 (8.8)
15	4 (38)	2.8 (10.7)	2 (6)	1.0 (6.3)	36	37.0	4	20.6	46 (44)	61.4 (17.0)

平成12年改正都市計画法の施行(平成13年5月18日)により、都市計画区域外において行われる1ha以上の開発行為については、許可を要することとなった。

2) 優良宅地造成認定状況 (県分のみ)

年度	件数	面積
平成11	10	2.0 ha
12	12	3.3
13	7	1.8
14	2	0.3
15	1	0.2

2 風致地区内の地区造成等の行為の許可状況 (秋田市分含む)

年度	件数	備考
平成11	83	秋田市 80 横手市 2 金浦町 1
12	84	秋田市 82 金浦町 2
13	108	秋田市 106 金浦町 2
14	87	秋田市 87
15	84	秋田市 80 本荘市 3 湯沢市 1

3 屋外広告物許可状況 (秋田市分含む)

年度	許可件数
平成11	479
12	3,195
13	723
14	871
15	1,902

※平成15年度は、許可期間更新の時期であったため大幅な増加となった。